

申請書ポイントチェック表

<p>《書類作成時の注意点》</p> <p>○消せるボールペンの使用は認められません。</p> <p>○誤って記入した場合には、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。</p> <p>○ご提出いただいた書類はお返しできません。</p>
--

《補助金を受けるうえでの前提条件の確認》	確認欄
申請時点で、川越市内の設置場所に住民登録ができる方	
申請時点で、市税に滞納がない方	
国や県等が実施する他の補助金等との併用を行わない方	

◆印の書類およびその他必要な書類を作成し、環境政策課へご提出をお願いします。	確認欄
◆川越市省エネエアコン普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	
申請者は個人ですか。法人名による申請は受け付けません。	
『設置場所住所』は、申請者が居住する川越市内の個人の住宅ですか。	
『メーカー名・機種（製品）名』が記載されていますか。	
『機種型番（品番）』は正しく記載されていますか。	
『省エネ性能 多段階評価』は4つ星以上ですか。	
『省エネ基準達成率』は、114%以上ですか。	
『補助限度額【A】』は該当の欄にそれぞれ記載されていますか。	
『補助対象経費【B】』には本体購入費と設置工事費の合計金額（税込）が記載されていますか。（買い替えの場合、既存のエアコンの撤去費用等は対象外です）	
『補助率適用額【C】』は補助対象経費【B】の3分の2の額が記載されていますか。（千円未満は切り捨て）	
『補助申請額』は補助限度額【A】又は補助率適用額【C】のいずれか低い額が記載されていますか。	
◆経費の内訳が明記されている見積書の写し	
社印のある正式なものですか。	
宛名は申請者（設置者）本人ですか。	
機器費、工事費及びその他の経費が明確に区別でき、税込の金額が記載されていますか。	
省エネエアコンのメーカー名、機種名、機種型番が記載されていますか。	
設置者の世帯全員の住民票（コピー不可）	
コピーは受け付けません。申請書を提出する日から3か月以内に発行されたもののみが有効です。	
世帯全員が記載されていますか。	
世帯全員の住民票は末尾に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」と記載されます。	
マイナンバーが記載されていない住民票を提出してください。	
設置者の市税すべて（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税等）に滞納がないことの証明書（納税証明請求書兼証明書）	
申請者本人について証明を受けてください。	

1か月以内に発行されたもののみが有効です。	
所定の様式(納税証明請求書兼証明書)を収税課(市役所本庁舎2階)、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。	
納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。	
代理の方が取得する際には、 <u>所定の納税証明書用の委任状</u> の提出及び代理の方の <u>公的な身分証明書</u> の提示が必要です。	

※提出は環境政策課窓口(市役所5階)へ直接お持ちいただくか、郵送(簡易書留又はレターパックプラス)にてご提出をお願いいたします。

※提出は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、なるべく郵送でのご提出をお願いいたします。

※ポイントのみを記載しています。提出前に手引き等も参照してよくご確認ください。

※このポイントチェック表も書類一式と併せてご提出ください。

【お問い合わせ】

川越市環境政策課地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800